

岐阜県公報

号外(一) 平成二十一年三月二日

目次

公 示

平成二十一年度技能検定(前期及び随時)の実施

(労働雇用課)

ページ
一

公 示

平成二十一年度技能検定(前期及び随時)の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十六条第二項の規定により平成二十一年度技能検定(前期及び随時)を次のとおり実施します。職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十一年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 実施等級等
 - 技能検定は、一級、二級、三級、単一等級、基礎一級及び基礎二級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。
- 二 技能検定試験の時期、実施職種及び手数料、日程、実施場所等
 - 1 時期、実施職種及び手数料
 - (一) 前期実施

等級	職 種 名	作 業 名	手 数 料	
			実 技 試 験	学 科 試 験
一級 及び 二級	園芸装飾	室内園芸装飾作業	一万五千七百円	三千百円
	造園	造園工事作業		
	鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業		
	金属熱処理	一般熱処理作業		

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日) (ときは翌日)

平成二十一年三月二日

鉄工		金属プレス加工		放電加工				機械加工																													
構造物鉄工作業		金属プレス作業		ワイヤ放電加工作業		形彫り放電加工作業		マシニングセンタ作業		ホブ盤作業		心無し研削盤作業		数値制御円筒研削盤作業		円筒研削盤作業		平面研削盤作業		数値制御平面研削盤作業		数値制御ボール盤作業		フライス盤作業		数値制御旋盤作業		普通旋盤作業		高周波・炎熱処理作業		浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業					
木型製作		婦人子供服製造		染色		建設機械整備		産業車両整備		電気機器組立て		電子機器組立て		ダイカスト		切削工具研削		仕上げ		工場板金		建築板金															
模型製作作業		婦人子供注文服製作作業		糸浸染作業		建設機械整備作業		産業車両整備作業		回転電機巻線製作作業		開閉制御器具組立て作業		配電盤・制御盤組立て作業		変圧器組立て作業		回転電機組立て作業		電子機器組立て作業		コールドチャンバダイカスト作業		機械組立仕上げ作業		金型仕上げ作業		治工具仕上げ作業		打出し板金作業		曲げ板金作業		ダクト板金作業		内外装板金作業	
一万五千七百円		一万三千円																																			

<p>一 一級及び二級 機械加工(旋盤加工法、フライス盤加工法、ボール盤加工法、研削盤加工法、歯切り盤加工法及びマシニングセンタ加工法に限る。)、鉄工(製缶作業法及び構造物鉄工作業法に限る。)、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作法に限る。)、木型製作、家具製作(家具手加工作業法及びいす張り作業法に限る。)、建具製作、印刷、左官、量製作、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ施工法、カーペット系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法に限る。)、広告美術仕上げ(広告板粘着シート仕上げ法に限る。)</p>	<p>平成二十一年八月三十日(日)</p>
<p>一 一級及び二級 園芸装飾、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業法に限る。)、放電加工、建築板金、工場板金(曲げ板金加工法及び打出し板金加工法に限る。)、仕上げ、切削工具研削(工作機械用切削工具研削法に限る。)、電気機器組立て(回転電機組立て法、変圧器組立て法、配電盤・制御盤組立て法、閉閉制御器具組立て法及び回転電機巻線製作法に限る。)、強化プラスチック成形(積層成形法に限る。)、石材施工(石張り施工法及び石積み施工法に限る。)、ブロック建築、タイル張り、表装、フラワー装飾</p> <p>二 単一等級 路面標示施工、塗料調色</p>	<p>平成二十一年九月六日(水)</p>

- (二) 随時
- 4 実技試験及び学科試験は、平成二十一年四月一日(水)から平成二十二年三月三十一日(水)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。
- 3 実施場所
実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。
- 4 問題の公表
実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者あて送付します(ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一

- 部を公表しません。)
- 前期試験の問題の公表は、平成二十一年六月一日(月)から行います。
- 三 受検申請の手続
- 1 提出書類等
- (一) 前期
- (1) 県が指定する技能検定受検申請書
- (2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- (3) 二の1の(一)に定める手数料
- (二) 随時
- (1) 県が指定する技能検定受検申請書
- (2) 二の1の(二)に定める手数料
- 2 提出先
〒五〇二〇八四一 岐阜市学園町二丁目三番地 岐阜県人材開発センター内
岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八二二三三 四七七七)
- 3 受付期間
- (一) 前期
平成二十一年四月二日(木)から平成二十一年四月十五日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。
- (二) 随時
原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで
- 4 受検申請に関する注意
- (一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
- (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面(写しでも可)を同封してください。
- なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付けません。
- (三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二の1の(一)に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

五 試験結果の提供

- (四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるものに限り、受け付けます。
 - (五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
 - (六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
- 四 合格の発表等
- 1 前期
- (一) 技能検定合格者の発表
技能検定合格者の受検番号は、平成二十一年七月二十六日(日)に学科試験を実施する職種に関しては平成二十一年八月二十八日(金)、その他は平成二十一年十月二日(金)付けて岐阜県産業労働観光部労働雇用課前に掲示されます。
 - (二) 実技試験又は学科試験の合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成二十一年七月二十六日(日)に学科試験を実施する職種に関しては平成二十一年八月二十八日(金)、その他は平成二十一年十月二日(金)付けの書面で通知されます。
 - (三) 技能検定合格証書等の交付
一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。
このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。
- 2 随時
- (一) 実技試験又は学科試験の合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会が書面で通知します。
 - (二) 技能検定合格証書の交付
三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

- 1 提供する試験結果
学科試験及び実技試験(要素試験及びペーパーテスト)の得点
- 2 提供期間
合否発表の日から一月間
- 3 提供する場所
情報公開・個人情報総合窓口(県庁二階 電話〇五八 二七二 一一三八)
- 4 提供を受けるために必要な書類等
(一) 受検票
(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
- 6 その他
随時実施の三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定は、外国人の技能実習制度にかかる研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものです。
なお、技能検定について不明な点は、岐阜県産業労働観光部労働雇用課(電話〇五八 二七二 八四二二)又は岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 二三三 四七七 七)までお問い合わせください。

平成二十一年三月二日印刷
平成二十一年三月二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)